

【低圧】ご契約に関する重要事項について

(契約前交付書面)

この書面は、電気事業法第2条の13の規定に従い、本「ご契約に関する重要事項について（契約前交付書面）」を交付の上、電気需給契約を締結・継続するにあたって重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご承諾の上、電気需給契約をお申込みいただきますようお願い致します。

なお、この書面に記載の電気料金及びその他の供給条件は、電力需給約款（以下、「本約款」といいます。）および個別条件書に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、本約款および個別条件書をご参照ください。

1. 電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客様が電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款を承認し、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約の実施に必要なお客様の情報を、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者が当社に提供することを承諾したうえで当社所定の方法によって申込みまたは、契約締結をしていただきます。
- (2) 契約に際しては、次の事項をあらかじめお知らせいただいた上で契約締結をしていただきます。
 - ・ 需要場所、契約電流、供給電圧、供給電気方式、周波数
- (3) 契約に際しては、次の事項をあらかじめご確認いただいた上で契約締結をしていただきます。
 - ・ 基本料金、従量料金、契約期間、業種、及び用途。

2. 本約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の託送供給等約款等が改定された場合、法令等の改正により電気需給約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合には、当社は契約期間内であっても本約款を変更することがあります。
- (2) 本約款を変更する際には変更後の電気需給約款の当社のホームページ上での開示その他の方法を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。また、ホームページ上での開示その他の方法を実施することで効力を生ずるものとします。
- (3) 本約款を変更しようとする場合（次項を除く）において、お客さまへの供給条件の説明については、当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、説明書面および変更後の書面の交付については、当社所定のウェブサイト等を利用する方法にて行うものとします。
- (4) 本約款を変更しようとする場合（形式的で実質的な変更を伴わないもの）において、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、説明書面および変更後の書面の交付については、行わないものとします。

3. 契約期間

電力需給契約の契約期間は、電気需給契約が成立した日から、電気需給契約が終了又は解約された日までといたします。

4. 小売供給開始予定年月日

(1)他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客様にお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者が切替手続を完了した後の、当該一般送配電事業者の託送約款等に定める検針日に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

(2)当社は、お客さまの申し込みを承諾したのちに、供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。なお、当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためて需給開始日を定めて電気を供給いたします。

5. 契約電圧や契約電流

(1)供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。

(2)周波数は50ヘルツまたは60ヘルツです。

(3)契約電流は、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

6. 契約の申込みの方法及び契約締結後の書面交付の方法

(1)あらかじめ本約款及び託送約款等におけるお客さま（需要者）に関する事項を承認し、当社のホームページから申し込んでいただきます。

(2) 当社は、お客さまと当社との間で電気需給契約が成立した場合、契約締結後の書面交付（電気事業法第2条の14第1項に定める電気料金その他の供給条件を記載した書面の交付をいいます。）については、遅滞なく、郵送、当社のホームページ上での開示、又は電子メールを送信する方法その他当社が適切と判断した方法で行うものとします。

7. ご当地プランの内容について

お客さまの電気の需要に供する目的で当社が調達する主な電気は、気仙沼市もしくは気仙沼市の近隣の市町村又は宮城県内に所在する発電設備で発電された電気とします。かかる電気の調達量がお客さまへの供給量に不足する場合、当社は、日本卸電力取引所や東北電力株式会社からも電気の調達を行います。なお、当社が電気を供給するお客さまの需要場所は、気仙沼市もしくは気仙沼市の近隣の市町村又は宮城県内に限られないものとします。また、気仙沼市、気仙沼市の近隣の市町村及び上記を除く宮城県内に所在する発電設備で発電された電気の割合は当社のホームページ等に掲載することとします。

8. 料金

(1) 料金は、以下の場合、算定期間を「1月」として算定いたします。

① 検針日から翌月の検針日の前日。

② 電気需給契約が終了又は解約された場合、直前の検針日から終了日又は解約日の前日までの期間。なお、お客さまの転居で、新たに電気の供給を開始した場合（他の小売電気事業者から当社への変更の場合は含みません。）、その開始日から次の検針日の前日までの期間について

ては、基本料金を申し受けません。

- (2) 電力の供給開始日以降、一般送配電事業者が検針した使用電力量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。この際の料金は、お客さまとの契約に基づく基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額に、燃料費調整によって算定された調整額を差し引き、もしくは加えた金額を電気料金として弊社にお支払いただきます。基本料金単価及び電力量料金単価は個別条件書に定める単価とし、電気料金は本約款及び個別条件書の規定に基づき算定された金額とします。

9. 料金の改定

一般送配電事業者の電気料金の改定、託送供給約款の改定、発電費用又は電力調達費用の変動、お客さまによる需要設備の増設等により料金改定が必要となる場合は、新たに電気料金を定めるものとします。

10. 検針日ならびに計量日

- (1) 一般送配電事業者が定める検針日に検針を行います。計量日は電力量等を計量する毎月固定の日をいいます。
- (2) 非常変災等、やむをえない事情がある場合には定められた日以外に検針するものとします。
- (3) 使用電力量等の計量：使用電力量、力率ならびに最大需要電力は、一般送配電事業者が設置する計量機器で計量します。

1 1. 料金等の支払方法

料金は、お客様が登録したクレジットカードによりお支払いいただきます。工事費負担金、その他の料金以外の代金については、当社が指定した金融機関への払込みの方法でお支払いいただきます。

1 2. 供給の停止又は解約

(1) 次のいずれかに該当する場合、当社は、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当社との電力需給契約を解約する場合があります。

- ①お客様の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
- ②お客様が需要場所内の一般送配電事業者の電気設備をお客様の責に帰すべき事由により損傷し、又は、亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた、又は与えるおそれのある場合。
- ③一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の電線路又は引込線とお客さまの電気設備との接続を行った場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合で、当社がその旨を警告しても改めない時には、当社は、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当社との電力需給契約を解約する場合があります。

- ①お客様の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合。
- ②お客様が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
- ③お客様が契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
- ④お客様が契約の適用範囲以外の条件で電気を使用した場合。
- ⑤需要場所への立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合。

⑥電気の使用に伴うお客さまの協力によって必要となる適切な対応をとらない場合。

⑦上記①から⑥の場合以外でも、お客さまが約款に違反した場合には、当社は電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当社との電力需給契約を解約する場合があります。

(3)上記(1)(2)によって電気の供給停止をする場合には、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の設備又はお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。上記(1)(2)によって電気の供給を停止した場合であっても、当社はお客さまからその停止期間中の月額の基本料金を増減することなく申し受けます。また、上記(1)(2)によってお客さまが料金の全部又は一部の支払いを免れた場合は、当社は一般送配電事業者から請求された違約金をお客さまに当社へ支払っていただきます。

13. 供給の中止又は使用の制限もしくは中止

当社は、次のいずれかの理由で一般送配電事業者より要請があった場合には、供給期間中に電気の供給を中止、又はお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

①電気の供給上やむを得ない場合

②一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。

③一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得

ない場合。

④一般送配電事業者がその他電気の需給上又は保安上必要があると判断した場合。

⑤災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。

⑥その他保安上の必要がある場合

1 4. 工事、工事費の負担（計量器等の取付）、清算

(1)料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）及び区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社及び一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次のいずれかの場合は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

①お客さまの希望によって計量器の付属装置を設置する場合。

②変成器の2次配線等の施設の際に、多額の費用を要する場合（一般送配電事業者の規格以外のケーブルを必要とする場合やお客さまの希望で長い配線を必要とする場合等。）。

(2)お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合に、当社は一般送配電事業者から請求された工事費等をお客さまに当社へ支払っていただきます。

(3)お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合、

当社は一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに当社へ支払っていただきます。

(4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者より料金及び工事費の精算を求められた場合は、お客さまに料金及び工事費の精算金を当社へお支払いいただきます。ただし、災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合はこの限りではありません。

- ①新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備を変更する場合。
- ②お客さまの希望によって供給設備を変更する場合。
- ③供給設備の一部又は全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らなかった場合。
- ④供給設備の一部又は全部を施設した後、内容を変更される場合。
- ⑤③又は④の場合で、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に要した費用。
- ⑥お客さまが、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。
- ⑦お客さまが、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。
- ⑧お客さまが、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ⑨お客さまが、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。

⑩①から⑨に準ずる場合。

15. 解約

(1)お客さまが次のいずれかに該当する場合は、当社は電力需給契約を解約できるものといたします。

この場合、解約する日の15日前までに予告するものといたします。

①支払期限日の翌日から起算して20日（支払期限日の翌日から起算して20日目が当社営業

日以外の場合は、その直後の営業日）を経過しても料金又は延滞利息のお支払いがない場合。

②お客さまと当社との他の債務が支払期限を経過してもなお支払いがない場合。

③お客さまが本約款に違反した場合。

④電気需給契約の申し込みをされた日の翌日から7日を経過しても本約款21（料金の支払方

法）に定めるクレジットカードによる支払に必要な手続きが完了しない場合

(2)お客さまが、転居により電気の使用を終了しようとする場合に、その終了期日を定めて、あ

らかじめ当社に通知をされず、その需要場所から転居されている等、明らかに電気の使用をされて

いないと当社が判断した場合は、当社が契約終了の手続きを取った日に解約があったものといた

します。

(3)お客さまが次のいずれかに該当した場合は、当社は電力需給契約を解約できるものといたします。

この場合、解約する日の15日前までに予告するものといたします。

①仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けた場合

②破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続開始の申立てがあった場合

③支払停止の状態に陥った場合

- ④手形不渡り処分又は手形取引停止処分を受けた場合
- ⑤その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由がある場合
- ⑥お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明した場合
- ⑦本約款及び託送約款等、法令等に反した場合

(4)お客さまが電力需給契約の変更又は終了もしくは解約の申出を行おうとする場合、末尾に記載の電力供給を行う小売電気事業者の問い合わせ先に電子メール又はお電話にてご連絡ください。

1 6 . 機器の取り付け、その他調査、保安等に対するお客様の協力

- (1)計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと当社及び一般送配電事業者との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (2)計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが設置するものについては、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (3)当社又は一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。
- (4)電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供してい

たきます。

(5)次のいずれかの場合は、計量器、その付属装置及び区分装置をお客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

①お客さまの希望によって計量器の付属装置を設置する場合。

②変成器の2次配線等の施設の際に、多額の費用を要する場合（一般送配電事業者の規格以外のケーブルを必要とする場合やお客さまの希望で長い配線を必要とする場合等。）。

(6)お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者又は登録調査機関に連絡していただきます。

(7)次のいずれかの場合、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者に連絡していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

①お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社及び一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。

②お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

(8)お客さまが、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、使用しない期間について（1）に準じて適切な処置をいたします。

(9)次のいずれかの場合には、お客さまはあらかじめその内容を当社及び一般送配電事業者に連絡していただきます。なお、この際に保安上特に必要があり、一般送配電事業者の要請があれば、お

客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

①お客さまが当社及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更又は修繕工事をされる場合。

②物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が当社及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合。

(10) 次の場合において、一般送配電事業者から電気の供給にともなう設備の施設場所の提供を当社又はお客さまが求められた場合、及び当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合には、お客さまはそれらの場所を無償で提供していただきます。

① お客さま（共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地又は建物に引込線もしくは接続装置等の供給設備を施設する場合

② 料金の算定上必要な計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線及び計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）及び区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）を取付ける場合

③ 通信設備等を設置する場合

(11) お客さまは、次に掲げるお客さまの所有物については、一般送配電事業者が、無償で使用する事ができるものとします。

① お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備（お客さまの土地もしくは建物に施設される供給設備を支持し、又は収納する工作物及びその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）

② お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物

③ お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次に掲げる付帯設備

(a) 鉄管、暗きょ等お客さまの土地又は建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π 引込みの場合のケーブルの引込み及び引出しのために施設されるものを含まず。）

(b) お客さまの土地又は建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものを含みます。）及びハンドホール

(c) その他(a)又は(b)に準ずる設備

④ お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした計量器の付属装置又は変成器の2次配線等

⑤ 一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

(12) 次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者より工事負担金を請求された場合、その金額をお客さまから当社へ支払っていただきます。

①新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備を変更する場合。

②お客さまの希望によって供給設備を変更する場合。

③①又は②に準ずる場合

(13) 次のいずれかに該当し、当社が一般送配電事業者より費用を請求された場合、その金額をお

客さまから当社へ支払っていただきます。

①供給設備の一部又は全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らなかった場合。

②供給設備の一部又は全部を施設した後、内容を変更される場合。

③①又は②の場合で、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に要した費用。

17. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は次の理由によりお客さまの承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまは当社又は一般送配電事業者の需要場所の立ち入りを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の身分証明書を提示いたします。

①供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査。

②本約款47（保安等に対するお客さまの協力）（1）又は（2）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の処置。

③不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査又は電気の使用用途の確認。

④記録型計量器の検針又は計量値の確認。

⑤本約款27（供給の停止又は解約）、31（供給の中止又は使用の制限もしくは中止）、37（電気需給契約の終了）又は39（解約）により必要な処置。

⑥一般送配電事業者から立入り業務を実施する旨の要請があった場合。

⑦その他当社が電気需給契約に基づく義務の遂行上、需要場所への立ち入りが必要な場合。

18. 反社会的勢力の排除

(1)お客さま及び当社は、自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約いたします。

①反社会的勢力に自己の名義を利用させること。

②反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること。

(2)お客さま及び当社は、(1)の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものといたします。

(3)本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものといたします。

19. 各種お問合せ先

電力供給を行う小売電気事業者	
事業社名	気仙沼グリーンエナジー株式会社（登録番号：A0631）
本店所在地	宮城県気仙沼市八日町一丁目4番12号
メール	info@kesennuma-ge.jp

苦情及び問い合わせ電話番号

0 2 2 6 - 2 5 - 8 4 2 3

※受付時間は、9時～17時（土日・祝日を除く平日のみ）

